

## 商品券の払戻しのお知らせ

協同組合 御船ショッピングプラザにて発行しておりました商品券について、平成30年8月31日をもって取り扱いを終了させていただくことになりました。これに伴い資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、発行済商品券の払戻しを次のとおり実施します。

商品券をお持ちの方は、払戻し期間内にお申し出ください。

- ・ 払戻しに係る前払式支払手段の種類      商品券(五百円券)
- ・ 前払式支払手段の発行者      協同組合 御船ショッピングプラザ
- ・ 払戻し期間      平成30年9月1日から平成30年10月31日まで  
    受付時間(午前11時から午後6時)
- ・ 申出の方法、払戻しの方法

払戻し期間内に次の場所に商品券をお持ちください。

現金と交換します。

協同組合 御船ショッピングプラザマイン クリーニングコーナー

電話番号 096-282-1255

※払戻し期間内に申出をされないと払戻し手続きから除斥されます。

- ・ 払戻しに関するお問合せ先

〒861-3207 熊本県上益城郡御船町御船1041-1

協同組合 御船ショッピングプラザ(有限会社 田中屋)

電話番号 096-282-0432